

100年変わらぬ志
～丁寧に、誠実に、あなたの未来のために～

丸三証券

第106期 報 告 書

2025年4月1日～2026年3月31日

(第106期定時株主総会招集ご通知添付書類)

経営理念

『お客様本位の金融サービスで、確かな信頼を育み、ともに想いを実現する』

行動指針

『自主独立の精神』

自主独立の精神で企業の主体性を確立し、資本市場の発展に貢献する。

『奉仕の心』

奉仕の心をもって人と社会に向き合い、最善の利益を追求する。

『全員参加の経営』

互いに学び、挑戦を重ね、企業の発展と社員のより良い明日を実現する。

目次

事業報告

1 当社の現況に関する事項	2
2 株式に関する事項	12
3 新株予約権等に関する事項	13
4 会社役員に関する事項	15
5 会計監査人の状況	24
6 業務の適正を確保するための体制等の 整備についての決議の内容の概要	25
7 業務の適正を確保するための体制等の 運用状況の概要	28
8 株式会社の支配に関する基本方針	30

計算書類

貸借対照表	32
損益計算書	33
株主資本等変動計算書	34
個別注記表	35

監査報告	41, 43
------	--------

参考情報

キャッシュ・フロー計算書	45
株主優待のご案内・株主メモ	裏表紙

1. 当社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当期のわが国経済は、緩やかな景気回復局面が続きました。そのような中、雇用・所得環境の改善を背景に、個人消費は持ち直しの動きが見られました。また、企業の設備投資は米国通商政策の影響で伸び悩む局面も見られましたが、省力化・デジタル化のための投資意欲は旺盛で、底堅く推移しました。しかし、期末にかけては、中東情勢の緊迫化により原油価格が高騰し物価上昇圧力が高まるなど、先行きに対する不透明感が強まりました。

このような環境の下、当社の業績は、株式委託手数料と投資信託の信託報酬が増収となったことなどから、経常利益は59億23百万円（前期比44.0%増）となりました。

【株式部門】

当期の株式市場において、期初35,961円で始まった日経平均株価は、米政権による相互関税の発表を受けて大幅安となり、4月上旬に一時31,000円割れの水準

日経平均株価および売買高・売買代金



へ下落しましたが、関税の猶予期間設定や日本企業の積極的な株主還元が支えとなり、6月には40,000円台を回復しました。その後、日米通商交渉の進展で関税を巡る不透明感が払拭されたことや、高市内閣の経済政策への期待などから、10月に50,000円を突破しました。11月以降は、AI・データセンターへの過剰投資懸念からハイテク株を中心に弱含む場面もありましたが、政権与党が衆院選で歴史的勝利を取めたことを好感した買いで一段高となり、2月後半に一時59,000円台まで上昇しました。しかし、中東情勢の緊迫化を受けて3月は調整色を強める展開となり、51,063円で当期末を迎えました。

このような環境の下、生成AIの急速な普及で成長期待が高まっている半導体関連企業を中核に、フィジカ

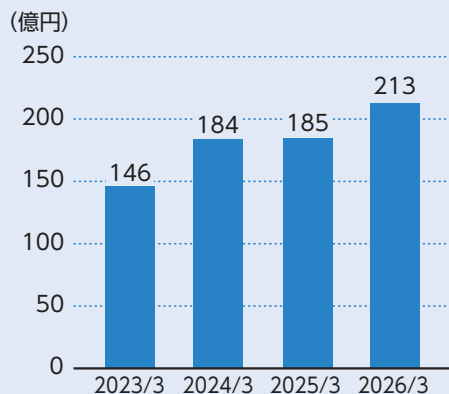
ルAIという新たな成長領域で強みを発揮することが期待される工場自動化・ロボット関連企業のほか、航空・宇宙・防衛事業などを手掛ける大手重電・重工メーカーや、活発なデジタル化投資の波に乗るITサービス企業などの銘柄の選別および情報提供に注力しました。

引受業務につきましては、新規上場を目指す企業へのマーケティング、情報提供および関係構築に注力するとともに、当社の独自性や強みを訴求することにより、新規上場企業19社の株式引受けを行いました。

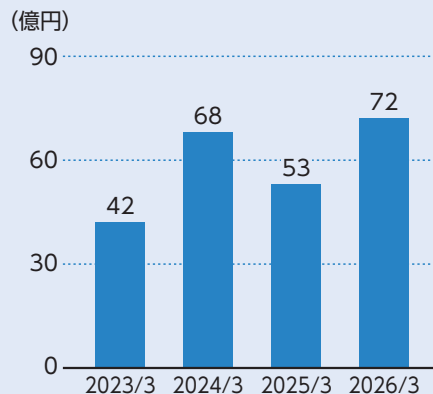
以上の結果、株式受入手数料は72億98百万円（前期比36.3%増）となりました。

なお、2024年4月からスタートした中期経営計画における日本株（当社が推奨する個別銘柄）の純増額（24ヵ月間）は523億円（達成率130.8%）となりました。

受入手数料



株式受入手数料



【債券部門】

当期の債券市場において、期初1.505%で始まった長期金利（新発10年物国債利回り）は、米政権が打ち出した相互関税を巡る懸念から、4月上旬に1.105%まで急低下しましたが、その後、米政権が各国と通商交渉を進める姿勢を示し日米通商交渉が進展したことなどから利回りは上昇に転じました。また、日銀が追加利上げを実施したことや衆院選後の政権運営を巡り財政赤字拡大への警戒が強まったことに加え、中東情勢の緊迫化により原油価格が高騰したことなども影響し、当期末は2.355%となりました。

このような環境の下、債券の募集・売上の取扱高は増加した一方で、個人向け社債の引受額の減少などが影響し、債券受入手数料は93百万円（前期比8.8%減）

となりました。

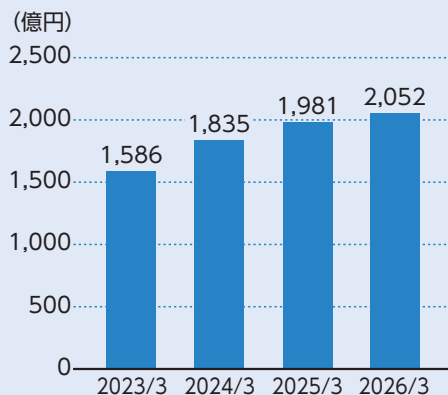
【投資信託・ファンドラップ部門】

投資信託部門はバランス型ファンドのほか、世界の株式に投資するファンドを中心に販売し、残高の増加に努めました。

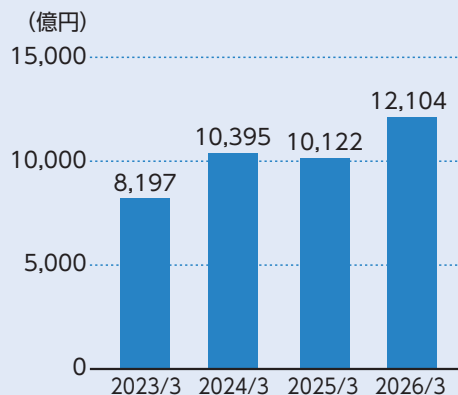
具体的には、米ドル建ての多様なインカム資産に分散投資する「NWQフレキシブル・インカムファンド」、割安で好配当が期待される株式に投資する「先進国好配当株式ファンド」、米国を中心とした世界の株式および債券に分散投資する「ジャナス・ヘンダーソン・バランス・ファンド」などの販売に注力しました。

また、重要情報シートや「投信NAVI（投信分析・販売支援ツール）」、資産運用シミュレーションツール

株式投資信託取扱高



株式投資信託残高



を積極的に活用することで、分かり易い説明やお客様の保有ファンドのフォローに努めました。その他にもポートフォリオ分析、お客様のライフステージやニーズに沿ったご提案などのサービス向上に取り組みました。

ファンドラップ部門は、2025年7月から「丸三ファンドラップサービス」という名称の当社独自のファンドラップの取り扱いを開始しました。「丸三ファンドラップサービス」では、ゴール達成に向けて、継続的なアフターフォローを提供するゴールベース資産管理の手法を取り入れています。お客様の現状や、実現したいゴール（目的）、リスク許容度についてヒアリングを行い、お客様一人一人のゴールの実現に向けて当社が運用します。運用については、米国株式と世界債券の組合せというシンプルな運用戦略で、長期・分散投

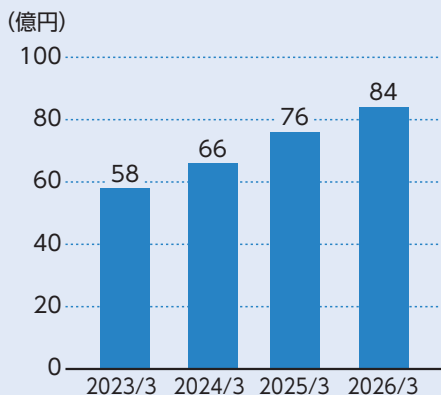
資により、世界経済の成長を享受します。

また、資産の取り崩しニーズにも柔軟に応えるため、払出の頻度・金額をお客様が指定したり、万が一に備え、相続時に簡単なお手続きで相続人様が資金をお受け取りいただける特約なども用意しています。

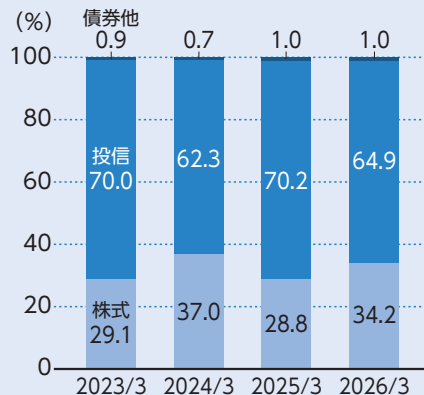
これまでのご提案では成約しなかったお客様が、ファンドラップでは成約するケースもみられるなど、新たな資産導入のルートに繋がりはじめています。「丸三ファンドラップサービス」の浸透により、売買手数料に依存しない、残高連動報酬をベースとした収益構造の確立に向けて、一段と歩みを進めております。

そうしたなか、株式投資信託の募集取扱高は2,052億円（前期比3.6%増、ファンドラップを含む）となり、募集手数料は52億38百万円（同1.0%減）となりました。

信託報酬



商品別受入手数料構成比



た。また、3月末の株式投資信託残高は1兆2,104億円（同19.6%増、ファンドラップを含む）となり、株式投資信託の期中平均残高も増加したことから、信託報酬は84億25百万円（同10.6%増）、投資信託の信託報酬による販管費カバー率は51.7%となりました。

なお、2024年4月からスタートした中期経営計画における株式投信の純増額（24ヵ月間）は1,462億円（達成率121.9%）となりました。

[損益状況]

以上ご報告したような事業活動の結果、当期の業績は、営業収益が217億25百万円（前期比15.3%増）となりました。営業利益は53億75百万円（同51.0%増）、経常利益は59億23百万円（同44.0%増）、当期純利益

は50億10百万円（同10.8%増）となりました。

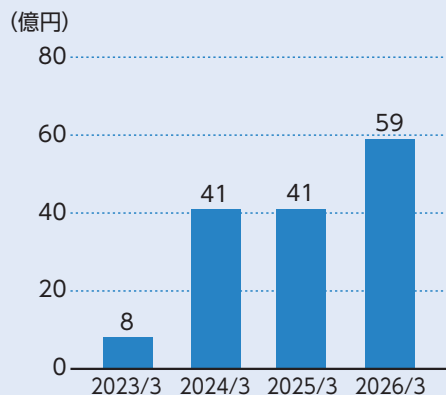
(2) 設備投資の状況

当期は、ファンドラップ事業開始に伴う新規システムの導入、オンライン口座開設等の実現に向けた営業事務電子化システムの導入、全社データ基盤であるDWHの機器更改等のシステム投資に加え、岡山支店の大規模改装や秩父支店の建替え、一宮支店の移転など、営業店舗の整備に努め、15億39百万円の投資を行いました。

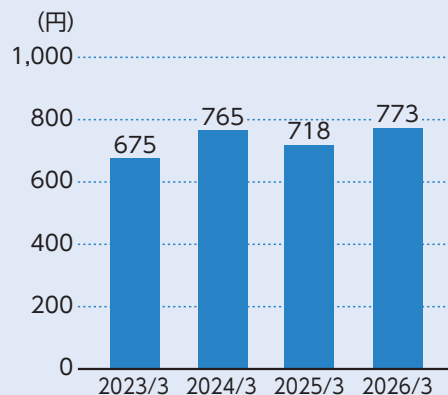
(3) 資金調達の状況

当期の資金調達につきましては、特に記載すべき事項はございません。

経常利益



1株当たり純資産額



(4) 財産および損益の状況

区 分	第103期 (2022.4.1～2023.3.31)	第104期 (2023.4.1～2024.3.31)	第105期 (2024.4.1～2025.3.31)	第106期 (2025.4.1～2026.3.31) (当事業年度)
営 業 収 益	百万円 14,931	百万円 18,608	百万円 18,850	百万円 21,725
(うち受入手数料)	(14,660)	(18,411)	(18,589)	(21,350)
経 常 利 益	843	4,194	4,113	5,923
当 期 純 利 益	772	2,992	4,520	5,010
1株当たり当期純利益	11円77銭	45円58銭	68円40銭	75円66銭
総 資 産	百万円 66,841	百万円 82,704	百万円 71,596	百万円 88,476
純 資 産	44,484	50,666	47,723	51,444
1株当たり純資産額	675円68銭	765円83銭	718円96銭	773円66銭

(注) 2025年4月1日付にて、連結子会社であった「丸三ファイナンス株式会社」を吸収合併しましたので、当期より連結計算書類を作成しておりません。そのため、個別の財産および損益の状況を記載しております。
1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により、それぞれ算出しております。

(5) 対処すべき課題

当社は、新たな経営理念において「お客様本位の金融サービスで、確かな信頼を育み、ともに想いを実現する」を掲げ、お客様本位の業務運営に努めております。お客様のライフプランや投資目的、経験、リスクに対する考えなどを十分に把握した上で、資産運用のご提案等を通じ、お客様の資産形成に貢献することが、当社の社会的使命であると考えております。

この実現のためには、「売買手数料依存の収益構造から脱し、残高連動報酬をベースにした収益構造を確立すること」が必要であると考え、2012年度以降、株式投信純増3ヵ年計画を4次にわたり実施してまいりました。

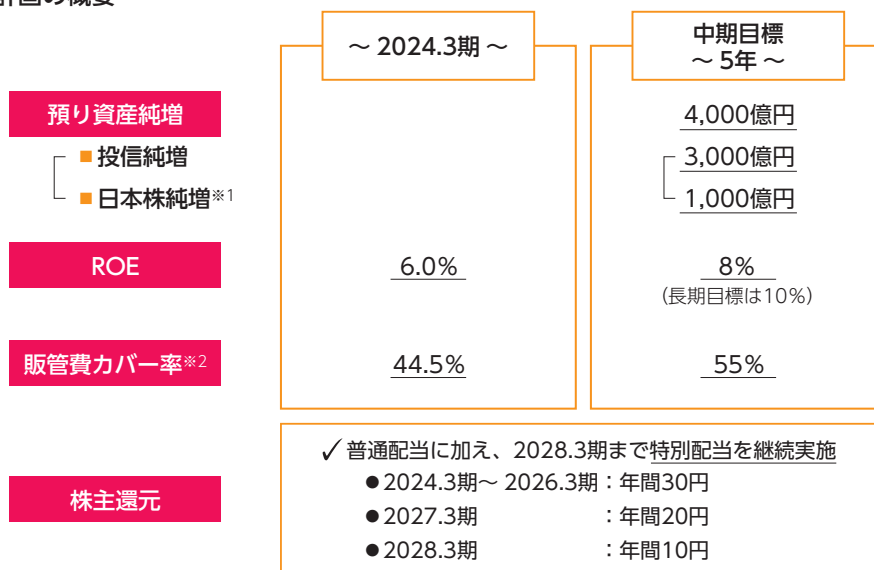
そして、2024年度からは、新たに「中期経営計画」を策定し、現在取り組んでおります。まず、株式営業に

おいては、有望銘柄を発掘する目利き力や分かりやすい提案力を更に強化し、当社が推奨する個別銘柄の残高増加を図っております。また、投資信託営業においては、良質なファンドの長期保有により残高を着実に積み上げ、信託報酬による販管費カバー率を一層高めることで、不安定な市場環境下においても安定した業績を目指しております。

新たな注力分野として、2025年7月には、ゴールベース資産管理による「丸三ファンドラップサービス」の取り扱いを開始したほか、「引受主幹事案件の獲得拡大」にも取り組んでおります。

これらの施策を実践することで、中期的に、当社の資本コストを上回るROEを達成していく所存です。

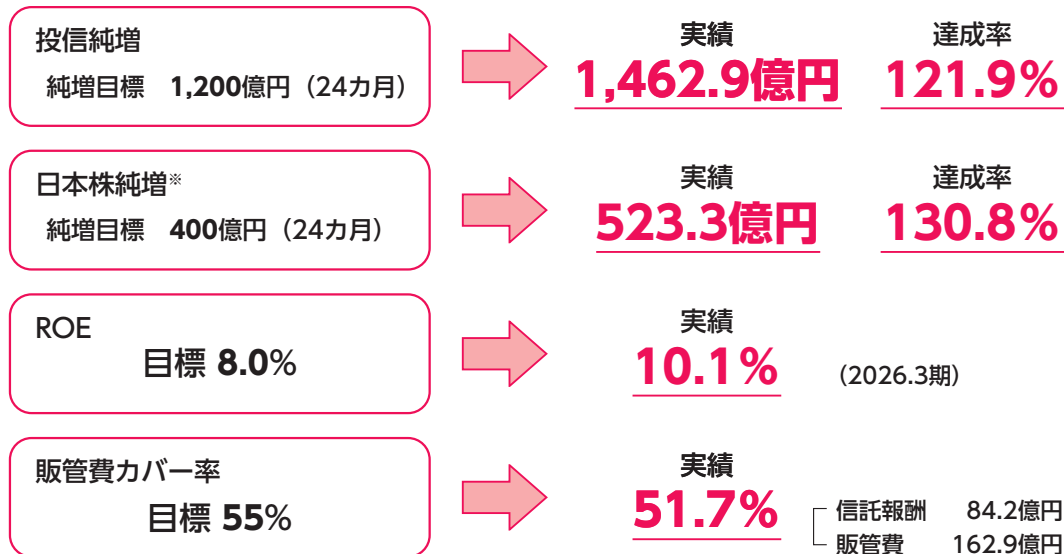
中期経営計画の概要



※1：当社が推奨する個別銘柄（2024年3月末時点では52銘柄）

※2：投資信託の信託報酬による販管費カバー率

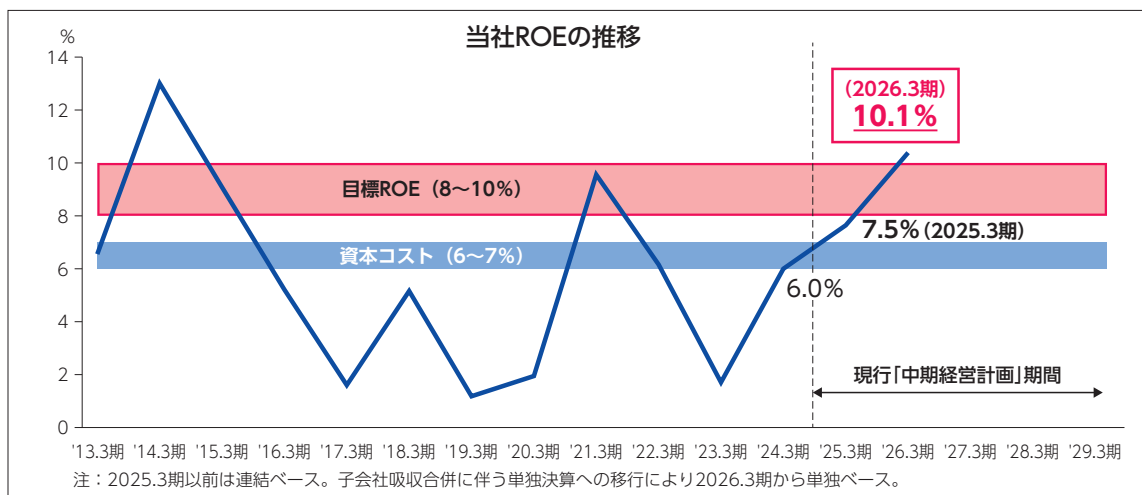
進捗状況 (2024年4月～2026年3月)



※当社が推奨する個別銘柄 (2026年3月末時点では70銘柄)

資本コストを上回るROEの達成

■ 資本コストを平均的に上回るROE8% (長期10%) の達成を目指す



(6) コーポレートガバナンスの基本的な考え方

当社は、創業以来「顧客本位」を経営理念として掲げ、お客様のニーズにあった情報サービス及び商品の提供を基本とした経営により、「顧客満足」を追求し、お客様との信頼関係を築いてまいりました。今般、従来の経営理念を整理統合し、次の世代に継承させる経営理念として「お客様本位の金融サービスで、確かな信頼を育み、ともに想いを実現する」へと刷新し、行動指針として「自主独立の精神」、「奉仕の心」、「全員参加の経営」を掲げ、今後も「お客様本位」に取り組んでまいります。

この理念を実現するため、証券業を通じて資本市場の健全な発展に寄与し、株主、お客様、従業員、社会という関連する当事者全ての利益を尊重しつつ、公正、透明に利潤を上げ、企業価値の向上を図っていくことが最重要課題です。

このため持続的な成長を支える必要な環境の整備を行いつつ、経営の意思決定機関である取締役会の活性化を図ってまいります。さらに経営の透明性を高めるべく、社外取締役、社外監査役を選任し、意思決定の透明性の確保と監視機能の強化に努めてまいります。

(7) 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

当社の主たる事業は、有価証券を中核商品とする金融サービス業であります。

金融サービス業の具体的な業務として、有価証券の売買および売買等の委託の媒介、有価証券の引受および売出し、有価証券の募集および売出しの取り扱い、その他の第1種金融商品取引業を営んでおります。

また、投資運用業、投資助言・代理業の財務局への登録を行い、2025年7月よりファンドラップ業務を開始しました。

(8) 主要な営業所の状況（2026年3月31日現在）

- ① 本店 東京都千代田区麴町三丁目3番6
- ② 支店 26店

区 分	支 店 数	支 店 名
東北・北陸	3店	会津、新潟、上越
関東	6	日光、太田、伊勢崎、館林、沼田、秩父
都内・首都圏	7	新宿、池袋、日本橋、二子玉川、千葉、野田、横浜
中部	2	名古屋、一宮
近畿	3	京都、大阪、川西
中国	3	岡山、広島、呉
九州	2	北九州、福岡

- ③ 営業所 2店

区 分	営業所数	営 業 所 名
都内・首都圏	2店	大泉学園、日吉

(9) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,130名	32名増	35歳6ヵ月	12年2ヵ月

(注) 1. 従業員数には、歩合外務員を含めておりません。
 2. 平均年齢と平均勤続年数は、契約社員を除いて算出しております。

(10) 重要な親会社および子会社の状況 (2026年3月31日現在)

該当事項はありません。

(注) 2025年4月1日付にて、連結子会社の「丸三ファイナンス株式会社」を吸収合併しております。

(11) 主要な借入先および借入金額の状況 (2026年3月31日現在)

借入先	借入金の種類	借入金額
株式会社みずほ銀行	短期借入金	300 ^{百万円}
株式会社三菱UFJ銀行	短期借入金	300
日本生命保険相互会社	短期借入金	150
株式会社三井住友銀行	短期借入金	100
日本証券金融株式会社	短期借入金	50 ^{百万円}
	信用取引借入金	453

2. 株式に関する事項（2026年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 300,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 67,398,262株
(うち自己株式数 1,087,741株)
- (3) 単元株式数 100株
- (4) 株主数 92,823名（前期末比 12,396名増）
(うち単元株主数 88,910名)

(5) 主な株主の状況（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
1 日本生命保険相互会社	5,230,585 株	7.89 %
2 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5,189,500	7.83
3 公益財団法人長尾自然環境財団	4,746,262	7.16
4 三菱UFJ信託銀行株式会社	1,683,000	2.54
5 株式会社みずほ銀行	940,000	1.42
6 長尾 愛一郎	902,471	1.36
7 株式会社日本カストディ銀行（信託口）	582,700	0.88
8 STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505025	556,300	0.84
9 JP MORGAN CHASE BANK 385781	466,735	0.70
10 丸三証券従業員持株会	406,190	0.61

- (注) 1. 当社は自己株式として1,087,741株を保有しておりますが、上記「主な株主の状況」に記載する大株主から除外しております。
2. 持株比率は、発行済株式総数から自己株式を除いて算出しております。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2026年3月31日現在）

名 称	第16回新株予約権	第17回新株予約権	第21回新株予約権
新株予約権の発行日	2017年8月3日	2018年8月2日	2022年8月3日
保有人数	当社取締役 1名	当社取締役 2名	当社取締役 1名
新株予約権の総数 (新株予約権1個当たりの目的となる株式数100株)	400個	400個	40個
新株予約権の目的である株式の種類	当社普通株式		
新株予約権の目的である株式の数	40,000株	40,000株	4,000株
新株予約権と引換えに金銭を 払い込むことの要否	金銭を払い込むことを要しない		
新株予約権行使時の払込金額	1株当たり971円	1株当たり1,045円	1株当たり510円
新株予約権の権利行使期間	2019年7月19日～ 2027年7月18日	2020年7月18日～ 2028年7月17日	2024年7月16日～ 2032年7月15日
新株予約権の主な行使の条件	イ：権利行使時において当社または当社子会社の取締役、執行役員または従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約または歩合外務員契約を締結していることを要する。ただし、新株予約権者が退職後に引き続き当社または当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合には、権利を行使できる。 ロ：新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できる。 ハ：新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。		
新株予約権の取得の条件	新株予約権者が権利を行使する前に、当社または当社子会社の取締役、執行役員または従業員の地位を喪失する等、上記「新株予約権の主な行使の条件」に該当しなくなったときは、同時に、無償で当社に移転し、自己新株予約権となる。		

(注) 当事業年度末において社外取締役が保有している新株予約権はございません。

上記の内、第17回の取締役2名が保有する新株予約権400個の内取締役1名が保有する新株予約権200個、および第21回の取締役1名が保有する新株予約権40個は、いずれも取締役就任前に付与されたものであります。

(2) 当期中に当社従業員に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名 称	第 24 回 新 株 予 約 権
新株予約権の発行日	2025年8月15日
交付時の人数	当社従業員 112名
新株予約権の総数 (新株予約権1個当たりの目的となる株式数100株)	2,040個
新株予約権の目的である株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的である株式の数	204,000株
新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否	金銭を払い込むことを要しない
新株予約権行使時の払込金額	1株当たり955円
新株予約権の権利行使期間	2027年7月31日～2035年7月30日
新株予約権の主な行使の条件	イ：権利行使時において当社または当社子会社の取締役、執行役員または従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約または歩合外務員契約を締結していることを要する。ただし、新株予約権者が退職後に引き続き当社または当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合には、権利を行使できる。 ロ：新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できる。 ハ：新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
新株予約権の取得の条件	新株予約権者が権利を行使する前に、当社または当社子会社の取締役、執行役員または従業員の地位を喪失する等、上記「新株予約権の主な行使の条件」に該当しなくなったときは、同時に、無償で当社に移転し、自己新株予約権となる。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2026年3月31日現在）

氏名	地位	担当等
菊地 稔	取締役社長（代表取締役）	
服部 誠	専務取締役（代表取締役）	営業本部長・エクイティ本部長、 金融コンサルタント一部長・金融コンサルタント二部長・ 金融コンサルタント三部長・コンサルタントサポート部長
植原 恵子	取締役（社外取締役）	取締役報酬委員会委員長、執行役員報酬委員会委員長
濱田 豊作	取締役（社外取締役）	取締役会議長、指名委員会委員長
青木 真嗣	取締役（執行役員）	内部管理統括責任者、監理本部長
齋藤 和弘	取締役（社外取締役）	
尾関 春子	取締役（社外取締役）	
山崎 昇	常勤監査役	
清水 昭男	常勤監査役（社外監査役）	
根岸 和弘	常勤監査役（社外監査役）	
太田 泰司	監査役	

- (注) 1. 取締役 植原恵子氏、濱田豊作氏、齋藤和弘氏および尾関春子氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
 2. 常勤監査役 清水昭男氏および根岸和弘氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
 3. 常勤監査役 山崎昇氏は2004年6月から2019年6月まで15年間当社財務部長を勤め、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 監査役 太田泰司氏は公認会計士の資格を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 当事業年度中に退任した取締役

氏名	地位	担当	退任日	理由
今里 栄作	取締役 （社外取締役）		2025年6月20日	任期満了による退任
建壁 徳明	取締役 （執行役員）	内部管理統括責任者、 監理本部長	2025年6月20日	任期満了による退任
正田 郁夫	取締役 （社外取締役）	取締役会議長、 指名委員会委員長、 取締役報酬委員会委員長、 執行役員報酬委員会委員長	2025年6月20日	任期満了による退任

(3) 当事業年度中の取締役の地位・担当の異動

氏名	新	旧	異動日
植原 恵子	取締役（社外取締役） 取締役報酬委員会委員長、 執行役員報酬委員会委員長	取締役（社外取締役）	2025年6月20日
濱田 豊作	取締役（社外取締役） 取締役会議長、 指名委員会委員長	取締役（社外取締役）	2025年6月20日
青木 真嗣	取締役（執行役員） 内部管理統括責任者、 監理本部長	執行役員 監理本部副本部長	2025年6月20日
服部 誠	専務取締役（代表取締役） 営業本部長・エクイティ本部長、 金融コンサルタント一部長・ 金融コンサルタント二部長・ 金融コンサルタント三部長・ コンサルタントサポート部長	専務取締役（代表取締役） 営業本部長・エクイティ本部長、 営業企画部長・証券貯蓄部長・ 投資相談部長	2025年7月1日

(4) 取締役および監査役の兼職状況（2026年3月31日現在）

地位	氏名	兼職先	兼職の内容
取締役（社外取締役）	植原 恵子	東北電力株式会社	社外取締役
取締役（社外取締役）	齋藤 和弘	J.フロント リテイリング株式会社	社外取締役
		コクヨ株式会社	社外取締役

(注) なお、東北電力株式会社、J.フロント リテイリング株式会社およびコクヨ株式会社と当社との間には、開示すべき関係はございません。

(5) 執行役員の氏名等 (2026年3月31日現在)

氏名	地位	担当等
柏原延行	常務執行役員	投資信託部長 チーフ・グローバル・ストラテジスト
武田浩	常務執行役員	システム企画部長
山崎弘義	常務執行役員	法人本部長、債券部長
片野健児	執行役員	大阪支店長、営業二部長
戸谷清隆	執行役員	財務部長・証券管理部長
松井豊	執行役員	引受本部長、引受部長・企業部長
牧野郁雄	執行役員	総務部長
吉岡一哉	執行役員	企画部長
青木真嗣	執行役員	内部管理統括責任者、監理本部長
木村淳一	執行役員	投資顧問部長
平井克典	執行役員	調査部長
清木浩司	執行役員	名古屋支店長

(6) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(7) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が、業務の遂行に起因して損害賠償請求をなされた場合に、被保険者個人が被る損害（法律上の損害賠償金および争訟費用）および会社に生じる一定の費用（事実関係調査のための費用、公告費用等）を填補することとしております。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

当該保険契約の被保険者は、当社のすべての取締役、監査役、執行役員およびその他会社法上の重要な使用人であり、保険期間中に新たに選任された役員等および既に退任している役員等、並びに役員等が死亡した場合にはその相続人等も含まれます。また、保険料は、約10%を被保険者が負担しており、残りの約90%を当社が負担しております。

(注) 当事業年度中において、被保険者にその他会社法上の重要な使用人はおりませんでした。

(8) 任意の委員会の設置

当社は任意の委員会として「指名委員会」、「取締役報酬委員会」および「執行役員報酬委員会」を設置しております。「指名委員会」は取締役会の諮問に基づき代表取締役の選解任やその判断基準等について審議し答申する機関、「取締役報酬委員会」は取締役会の委任に基づき取締役の月例報酬（固定報酬）と業務執行取締役の賞与を決定するとともに、取締役会の諮問に基づき、報酬の設計方針等について審議し答申する機関、「執行役員報酬委員会」は執行役員の報酬について取締役会の委任に基づき協議し決定する機関として活動し、取締役会の意思決定の透明性を高めております。

さらに、2026年2月には、「指名委員会」の審議事項を社長の選解任、社長の後継者計画、取締役候補者の選定等とし機能強化を図る一方、「執行役員報酬委員会」は執行役員の賞与考課の決定に限定する変更を行いました。

なお、2026年3月31日現在の各委員会の委員は下記のとおりです。

委員会名	地位	氏名
指名委員会	委員長	濱田 豊作
	委員	植原 恵子、齋藤 和弘、尾関 春子
取締役報酬委員会	委員長	植原 恵子
	委員	濱田 豊作、齋藤 和弘、尾関 春子
執行役員報酬委員会	委員長	植原 恵子
	委員	菊地 稔、服部 誠

(9) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	人 数 (名)	報酬等の種類別の総額（単位：百万円）			報酬等の総額 (単位：百万円)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役	10	124	45	—	169
（うち社外取締役）	（6）	（53）	（—）	—	（53）
監査役	4	36	—	—	36
（うち社外監査役）	（2）	（21）	—	—	（21）
合 計	14	161	45	—	206
（うち社外役員）	（8）	（75）	（—）	—	（75）

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役2名に支払った使用人分給与24百万円（2025年6月20日付で退任した取締役建壁徳明氏へ支払った使用人分給与（2025年4月1日～2025年6月20日に係る金額）を含む）は含まれておりません。
2. 取締役の固定報酬には、医療コンサルタント費用が含まれております。
3. 業績連動報酬に記載の金額は、業務執行取締役の賞与引当額で、第106期定時株主総会に付議し承認されることを条件に支給いたします。
4. 取締役の報酬等の額には、2025年6月20日付で退任した取締役今里栄作氏、建壁徳明氏、および正田郁夫氏の報酬（2025年4月1日～2025年6月20日に係る金額）が含まれております。

② 業績連動報酬に係る事項

当社は、業績連動報酬として業務執行取締役に対して賞与を支給しております。賞与の総額は、「経常利益」および「当期純利益」を指標としつつ、総合的に判断しております。当該指標を選択した理由は、業績を評価するうえで客観性および透明性を担保でき、業績連動報酬の指標として適切と判断したためです。賞与の個別支給額は、原則、役位に応じて支給しております。

なお、賞与に係る指標の実績は、1. (4)「財産および損益の状況」に記載のとおりです。

③ 非金銭報酬に係る事項

当社は、非金銭報酬として業務執行取締役に対してストックオプションとして新株予約権を付与しております。当該ストックオプションの内容およびその付与状況は、3. (1)「当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況」に記載のとおりです。

④ 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の定めに関する事項

2005年6月28日開催の第85期定時株主総会において、取締役報酬の総額について年額2億円以内、監査役報酬の総額について年額40百万円以内とする旨のご承認をいただいております。当該決議をご承認いただいた時点の取締役の員数は5名、監査役の員数は4名です。

また、取締役報酬の年額2億円以内とは別枠で、当事業年度（第106期）に係る賞与は①「当事業年度に係る報酬等の総額」に記載のとおりで、第106期定時株主総会に付議いたします。

同じく、取締役報酬の年額2億円以内とは別枠で、次のとおりストックオプションとして新株予約権を付与する旨のご承認をいただいております。なお、新株予約権は発行後2年間で費用処理しております。

- イ. 2017年6月22日開催の第97期定時株主総会において、社外取締役を除く取締役1名に対し、第98期定時株主総会までの間に、ストックオプションとして新株予約権を上限400個（その目的である株式は、当社普通株式40,000株）19百万円の範囲で付与する旨のご承認をいただいております。
- ロ. 2018年6月20日開催の第98期定時株主総会において、社外取締役を除く取締役2名に対し、第99期定時株主総会までの間に、ストックオプションとして新株予約権を上限400個（その目的である株式は、当社普通株式40,000株）15百万円の範囲で付与する旨のご承認をいただいております。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の決定方針に関する事項

イ. 決定方針の決定方法

取締役会の意思決定の透明性を高めるため、取締役の個人別の報酬等の決定方針につきまして、社外取締役のみで構成する取締役報酬委員会に諮問し、その回答内容を尊重して、2021年2月15日開催の取締役会において決議しております。

ロ. 決定方針の内容の概要

当社の取締役の報酬は、株主総会で承認された総額の範囲内で支給しております。取締役の報酬は、固定報酬と、業績連動報酬である賞与、非金銭報酬であるストックオプションで構成され、個人別の固定報酬、賞与の総額および個別支給額・支給時期については、取締役会の委任を受けた、社外取締役のみで構成する取締役報酬委員会において決定します。なお、社外取締役の報酬は、業務執行から離れた立場で業務執行を監督するという観点から、固定報酬のみで構成しております。

固定報酬は、企業価値の維持・向上や人材確保の観点から、適切なインセンティブの設定を踏まえたうえで、同規模他企業の報酬等、世間一般の水準も勘案し、役位ごとに基準を定め、職務遂行の対価として在任中に毎月支給しております。ただし、社外取締役の固定報酬については、期待される役割を適切に遂行できるよう、職務価値に見合った報酬水準としております。

賞与は、業績に対する貢献に報いるため、年一回、株主総会の承認を得て、株主総会終了後の一定の時期に支給しております。ただし、社外取締役に対して賞与は支給しておりません。

ストックオプションは、株価変動を株主の皆様と共有し、中長期的な業績向上や企業価値向上への動機が高まることを期待し、年一回、取締役の就任・昇格時に、役位に応じて算出して、株主総会の承認を得て付

与しております。ただし、社外取締役に対しては、ストックオプションは付与しておりません。

取締役の報酬は、中長期的視点で経営に取り組むことが重要との観点から固定報酬を基本としつつ、単年度業績の向上や企業価値向上へのインセンティブが有効に機能するよう、固定報酬と業績連動報酬等のバランスを考慮しております。

ハ. 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うと取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容は、社外取締役のみで構成する取締役報酬委員会において決定しております。取締役報酬委員会は、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針と報酬等の内容を決定する具体的方法の内容（算定方法）の整合性、当該算定方法と報酬等の内容の整合性について多角的な観点から審議を行ったうえで報酬等の内容を決定しております。前記方針の決議後に決定された個人別の報酬等につきましては、取締役報酬委員会で決定された算定方法および報酬の内容は適切に取締役会に報告されており、取締役会も前記方針に沿うものであると判断しております。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の決定の委任に関する事項

2021年2月15日開催の取締役会の決議により、取締役報酬委員会を構成する社外取締役に、取締役の個人別の報酬等の決定を委任しております。当事業年度におきましては、社外取締役 正田郁夫、同 今里栄作、同 植原恵子、同 瀧田豊作の4氏に委任しておりましたが、2025年6月より（8）「任意の委員会の設置」に記載のとおり社外取締役 植原恵子、同 瀧田豊作、同 齋藤和弘、同 尾関春子の4氏に委任しております。委任する権限の内容は、業務執行取締役の個人別の固定報酬、社外取締役の個人別の固定報酬、業務執行取締役の賞与の総額および個別支給額・支給時期です。これらの権限を委任した理由は、取締役会の意思決定の透明性や取締役の個人別報酬の透明性を確保するためです。なお、社外取締役の固定報酬は、経営陣からの独立性が確保されていないと監督機能を実効的に果たせないおそれがあるため、代表取締役と協議のうえ、取締役報酬委員会で決定することとしております。当該権限が適切に行使されるよう、取締役報酬委員会は社外取締役のみで構成し、委任を受けた事項について、取締役報酬委員会から取締役会へ報告することとしております。

(10) 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	植原 恵子	当期開催の取締役会11回の全てに出席し、主に証券業の経営経験者としての観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、指名委員会委員、取締役報酬委員会委員に就任しており、2025年6月より、取締役報酬委員会委員長、執行役員報酬委員会委員長に就任、当期開催の指名委員会1回、取締役報酬委員会2回および、委員長就任後の執行役員報酬委員会2回の全てに出席し、独立した客観的立場から経営陣の監督に務め、当社が同氏に期待した取締役会の意思決定および業務執行の監督および助言等をいただきました。なお、2025年6月より「当社株券等の大規模買付行為に対する対応方針（買収防衛策）」に係る特別委員に就任しております。
取締役	濱田 豊作	当期開催の取締役会11回の全てに出席し、2025年6月からは取締役会議長を務め、大手総合商社の経営経験者としての観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、指名委員会委員および取締役報酬委員会委員に就任しており、2025年6月より、指名委員会委員長に就任しております。当期開催の指名委員会1回、および取締役報酬委員会2回の全てに出席し、独立した客観的立場から経営陣の監督に務め、当社が同氏に期待した取締役会の意思決定および業務執行の監督および助言等をいただきました。なお、2025年6月より「当社株券等の大規模買付行為に対する対応方針（買収防衛策）」に係る特別委員に就任しております。
取締役	齋藤 和弘	取締役就任後の当期開催の取締役会8回の全てに出席し、大手飲料メーカーの経営経験者としての観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、指名委員会委員、取締役報酬委員会委員に就任し、就任後の当期開催の指名委員会1回および、取締役報酬委員会2回の全てに出席し、独立した客観的立場から経営陣の監督に務め、当社が同氏に期待した取締役会の意思決定および業務執行の監督および助言等をいただきました。なお、2025年6月より「当社株券等の大規模買付行為に対する対応方針（買収防衛策）」に係る特別委員に就任しております。
取締役	尾関 春子	取締役就任後の当期開催の取締役会8回の全てに出席し、大手飲料メーカーを始めとして各社の法務部門を担当する経営経験者としての観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、指名委員会委員、取締役報酬委員会委員に就任しており、就任後の当期開催の指名委員会1回、取締役報酬委員会2回の全てに出席し、独立した客観的立場から経営陣の監督に務め、当社が同氏に期待した取締役会の意思決定および業務執行の監督および助言等をいただきました。なお、2025年6月より「当社株券等の大規模買付行為に対する対応方針（買収防衛策）」に係る特別委員に就任しております。
監査役	清水 昭男	当期開催の取締役会11回の全てに出席し、同じく監査役会16回の全てに出席し、取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための観点から発言を行っております。
監査役	根岸 和弘	当期開催の取締役会11回の全てに出席し、同じく監査役会16回の全てに出席し、取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための観点から発言を行っております。

(11) 取締役会の実効性評価

当社取締役会ではその実効性を評価・分析するために、全取締役、監査役を対象にアンケートを実施しました。当期は分析評価の高度化を図るとともに、そのプロセスの独立性・客観性を高めるため外部機関を利用し、その結果について取締役会で認識を共有しました。

現状の取締役会は、これまでの証券経営経験者主体の構成から、他業種の経営経験や専門性を含む構成に転換し、取締役会全体の知識・経験・能力のバランスが取れており、かつオープンで活発な議論が行われていることが確認されました。加えて、取締役会として経営戦略に関する一層活発な議論を推し進めること、任意の委員会である「指名委員会」において、社長の選解任、社長の後継者計画、取締役候補者の選定等の議論を推進し実行することが確認されました。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	37 百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務の報酬等の額 (非監査業務の内容：顧客資産の分別管理の法令順守に関する保証業務)	2
合計	40
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、会計監査人のこれまでの監査時間と監査報酬の推移を確認し、当期連結財務諸表がないことによる監査時間の減少と、報酬単価の見直しを盛り込んだ報酬見積書と当社関係部署の意見を踏まえ、会計監査人より聴取した監査方針も勘案し、報酬額の水準は妥当と判断し、同意しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

- ① 監査役会は会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断する場合、会計監査人を解任いたします。
- ② その他監査役会が、会計監査人に適正性の面で問題があると判断する場合、またはより適切な監査体制の整備が必要であると判断する場合は、監査役会の決定に基づき会計監査人の解任または不再任の議案を株主総会に提出いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条に基づいて実施すべき内部統制システムの構築について、下記の如く基本方針を定め、その実現、整備に努めることにより、適法かつ効率的な業務体制を確保するものとします。

(1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制（会社法第362条第4項第6号、同施行規則第100条第1項第4号）

- ① 役職員の職務の執行が金融商品取引法その他法令諸規則及び社内規程に適合し、かつ企業としての社会的責任を果たすため、「コンプライアンス原則」を定め、コンプライアンスの重要性を全役職員に周知徹底する。
- ② 監理本部をコンプライアンス担当部門とし、社内研修を実施し、役職員の意識を高め、コンプライアンスを尊重する社風を醸成する。
- ③ 内部監査部は、内部統制全般の有効性・妥当性について監査を実施し、その結果を取締役及び監査役へ報告する。
- ④ 内部通報制度を設け、公益通報者保護法及び「内部通報に関する規程」に基づく運用と通報者の保護を図るとともに、従業員には「就業規則」により、法令や社内規則に反する行為を知り得た者は、その事実を報告する義務を課し、社内不正を早期発見、是正することにより公正な企業風土を構築する。
- ⑤ 当社は、市民社会に脅威を与える反社会的勢力及び団体との一切の取引を行わないことを「コンプライアンス原則」において宣言し、反社会

的勢力との関係を遮断するための体制を整備する。

- ⑥ 当社は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与を防止するため内部管理態勢を整備する。
- ⑦ 財務報告の適正性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定め、全役職員に周知徹底し、財務報告に係る内部統制の構築を継続的に推進してその向上を図る。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則第100条第1項第1号）

株主総会、取締役会及び経営会議の各議事録、稟議書、重要な契約書等については、法令諸規則、社内規程に基づき適切に管理保存する。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条第1項第2号）

- ① 監理本部は、当社の各部門のリスク管理の推進とそのリスク管理状況のチェックを行い、社長へ報告する。
- ② 株式市場の変動をはじめとする市場リスクについては、「リスク管理規程」に従い、財務部においてリスク管理を行い、内部管理統括責任者に管理状況を報告する。

- ③ 情報漏えいリスクについては、「情報セキュリティポリシー」を宣言し、「情報管理基本規程」を定め、会社保有情報における情報セキュリティを確保する。社内各部署に情報セキュリティ管理者を配置し、情報セキュリティ責任者が統括する。個人情報については、「プライバシーポリシー」を宣言し、「個人情報保護に関する基本規程」等を定め、情報漏えいの未然防止に努める。
 - ④ システム障害、サイバーセキュリティ事案については、「情報セキュリティポリシー」を宣言し、「コンピュータシステム基本規程」、「サイバーセキュリティ基本規程」を定め、障害等の未然防止、発生時の影響の極小化、迅速な復旧に努める。
 - ⑤ 自然災害、テロ、感染症等に代表される事業継続体制については、危機管理委員会を設置し、事業継続計画（BCP）を定め、事業の継続を確保するための体制を整備する。
 - ⑥ 株式等の誤発注に係るリスクについては、「金融商品等の注文管理体制規程」及びシステムチェックにより、それぞれの発注部署において防止に努める。
 - ⑦ 当社の各部門は、業務における潜在的なリスクを把握し、顕在化の未然防止、想定される損失の極小化に努める。
- (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第3号）
- ① 当社は、取締役会による経営方針の決定、業務執行取締役による業務執行、社外取締役による業務執行の監督の役割を明確にするとともに、
- 執行役員制度を採用し、業務執行の責任の明確化を図る。
- ② 経営会議では、業務執行取締役、役付執行役員及び経営機能に係わる部門の担当執行役員により、経営の基本方針や取締役会から委任された業務執行に係わる事項等の決議、報告、審議を行う。
 - ③ 業務執行取締役は、経営会議並びに業務報告、情報共有及び意見交換を行う執行役員会において、執行役員との情報の共有化・議論の深化を図り、意思決定の迅速化に努める。
 - ④ 当社は、任意の取締役報酬委員会、任意の執行役員報酬委員会を設置し、取締役及び執行役員の報酬決定プロセスに関する客観性、透明性を確保する。
 - ⑤ 当社は、任意の指名委員会を設置し、代表取締役の選解任及びその判断基準等に関する透明性を確保する。
- (5) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第1号）
- 監査役が設置を求めた場合は、監査役の職務を補助すべき使用人を配置する。
- (6) 前項の使用人の当社の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第2号、第3号）
- ① 監査役が設置を求めた場合に、設置した当該使用人についての人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。

- ② 当該使用人は、監査役の命を受け当社の業務の調査等を行う。

(7) 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制（会社法施行規則第100条第3項第4号イ）

- ① 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちにその事実を監査役に報告する。
- ② 内部監査の結果については、監査役へ報告し、監査役から依頼があるときは、その依頼に基づき内部監査を実施する。
- ③ 取締役会、経営会議、執行役員会、部店長会議、内部監査報告会をはじめ重要な会議に、監査役が出席・参加できる体制を確保する。

(8) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第5号）

当社は、前項①の報告をした者に対して不利な取扱いを行わない。

(9) 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第6号）

当社は、監査役職務の執行について必要な費用等を支払う。

(10) その他当社の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第7号）

- ① 社長は、全役員職員の監査役職務に対する理解を深め、監査役職務の環境整備に努めるものとする。
- ② 社長は、監査役との定期的な会合を持ち、経営方針を説明し、会社が対処すべき課題・監査上の重要課題などについての意見交換に努めるものとする。
- ③ 内部監査部は、監査役との緊密な連携を図り、監査役職務の遂行を補助する体制の確保に努める。

(注) 2026年4月28日開催の取締役会の決議により、内部統制システム構築の基本方針を一部改正しております。上記内容は当該改正前の方針であります。

7. 業務の適正を確保するための体制等の運用状況の概要

(1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制

- 役職員に対して各階層職位に応じたコンプライアンスに関する社内研修を実施しました。
- 内部監査部は対象部署の内部監査を実施し、その結果を取締役、監査役へ報告しました。
- 内部通報制度における社内外の窓口への通報について、通報者を保護したうえで適切に対応しました。
- 「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき、対象部署が財務報告への影響が大きい業務の自己点検を実施しました。
- 新規の口座開設等に際し、反社会的勢力を排除するための審査を実施しました。
- マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止に関する態勢を整備しました。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 重要な会議の議事録、稟議書、重要な契約書等は、法令諸規則、社内規程に基づき管理保存しております。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 監理本部長は、各部門からリスク管理に関する定期的な報告を受け、リスク管理の推進とリスク管理状況のチェックに努めました。
- 市場リスクの管理状況は、財務部が内部管理統括責任者に報告しました。

- 情報漏えいリスクについては、社内各部署に情報セキュリティ管理者を配置し、個人情報保護に関する社内研修を実施するなど未然防止に努めました。
- システム障害等のリスクについては、ネットワークの通信量やシステムの稼働率を定期的に観測するなど未然防止に努めました。また、サイバー攻撃を想定した演習を行うなどサイバーセキュリティの確保に努めました。
- 事業の継続を確保するため、事業継続計画（BCP）に基づき体制の整備に努めました。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 当社は、取締役会による経営方針の決定、業務執行取締役による業務執行、社外取締役による業務執行の監督の役割を明確にするとともに、執行役員制度を採用し、業務執行の責任の明確化を図りました。また、重要案件を決議・報告・審議する経営会議、業務報告や情報共有等を行う執行役員会を毎月開催し、業務執行取締役と執行役員の情報共有化・議論の深化・意思決定の迅速化に努めました。
- 任意の委員会に関する社内規程に基づき、当期は取締役報酬委員会、執行役員報酬委員会、指名委員会を開催しました。

(5) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- 当期は監査役から補助すべき使用人の設置の求めは受けておらず、当該使用人を設置していません。

(6) 前項の使用人の当社の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 当期において該当者はありませんが、前項の使用人についての人事異動等は監査役会の事前の同意を得るものとしております。

(7) 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

- 監査役に対し、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実について報告された事例はなかった。
- 内部監査部の行った内部監査の結果はすべて監査役へ報告しました。
- 監査役は、取締役会、経営会議、執行役員会、部店長会議、内部監査報告会など、重要な会議に出席・参加しました。

(8) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- 当期において該当者はありませんが、当社は、監査役に報告した者に対して不利な取扱いを行いません。

(9) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- 当社は監査役の職務執行に必要な費用を支払いました。

(10) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 社長は監査役と定期的に会合して意見交換を行いました。

8. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針

当社は、創業以来「顧客本位」を経営理念として掲げ、お客様のニーズにあった情報サービス及び商品の提供を基本とした経営により、「顧客満足」を追求し、お客様との信頼関係を築いてまいりました。今般、従来の経営理念を整理統合し、次の世代に継承させる経営理念として「お客様本位の金融サービスで、確かな信頼を育み、ともに想いを実現する」へと刷新し、行動指針として「自主独立の精神」、「奉仕の心」、「全員参加の経営」を掲げ、今後も「お客様本位」に取り組んでまいります。

そのためには、何よりも証券市場における公正な価格形成を実現し維持することが重要と考えております。証券市場の担い手である多くの証券会社と共に、当社が企業の主体性を確立し、独自の相場観、銘柄観を投資家の皆様に提供することが、多様な価値観の統合による公正な価格形成に資することであり、証券市場の健全な発展に寄与するものとの強い確信を持っております。当社の株主の皆様様の利益の基盤となるのは、公正且つ健全な証券市場であります。

当社は、証券業務に求められるこの様な公共性、顧客満足及び経営の効率性のいずれをも実現し、且つ継続していくことにより、当社の企業価値ないし株主共同の利益の最大化が実現され、当社の事業を構成する全てのステークホルダー（株主、顧客、従業員、社会等）に利益をもたらすと考えております。

当社は、当社の支配権移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式について大規模買付行為がなされる場合、これが当社の企業価値ないし株主共同の利益に資するも

のであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大規模買付行為の中には、企業価値ないし株主共同の利益を侵害するもの、株主の皆様様に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値ないし株主共同の利益に資さないものも想定されます。

当社取締役会は、こうした事情に鑑み、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様様に代わって当社経営陣が大規模買付行為者と交渉を行うこと等により、当社の企業価値ないし株主共同の利益の最大化に資する方針です。

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして、当社は2023年6月22日開催の第103期定時株主総会の承認により「当社株券等の大規模買付行為に対する対応方針（買収防衛策）」（以下、本対応方針といいます。）を更新しました。

本対応方針の具体的内容は、当社の2023年5月15日付プレスリリース「当社株券等の大規模買付行為に対する対応方針（買収防衛策）の更新について」にて公表しておりますが、概要は以下のとおりです。

当社は、本対応方針の目的に従い、まずは、大規模買付行為者から大規模買付行為に関する情報の提供を

求め、当該大規模買付行為その他関連する諸事情についての情報収集・検討等を行う期間を確保した上で、当社株主の皆様に対する当社取締役会の計画や代替案等の提示や大規模買付行為者との交渉を行います。

そして、当社取締役会は、当該大規模買付行為が、当社が定める手続に従わない場合等一定の要件に該当する可能性があると判断する場合に、新株予約権の無償割当てを決議します。

なお、本新株予約権には、原則として、大規模買付行為者及び一定の関係者による権利行使は認められないとの行使条件及び当社による新株予約権の取得条項を付すこととします。

当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての決議を行うに際しては、合理性・公正性を担保するため、必ず社外有識者により構成される特別委員会にその是非を諮問しなければならないものとし、特別委員会が行う勧告を最大限尊重します。また、大規模買付行為者が当社の定める手続きに従わない場合を除き、必ず株主総会において本新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて株主の皆様のご意思の確認を行います。

(3) 当社取締役会の判断及び理由

イ) 本対応方針が基本方針に沿うものであること

本対応方針は、当社株主の皆様に対し、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をするための必要且つ十分な情報及び時間を提供するものであり、当社の企業価値ないし株主共同の利益の最大化を目的としております。

また、本対応方針が遵守されない場合、または本対応方針が遵守された場合であっても、本対応方針に規定される一定の場合には、当社は新株予約権の無償割当てを決議することがありますが、かかる決議は、当

社の企業価値ないし株主共同の利益を最大化させることを目的として行われるものです。

以上から本対応方針は基本方針に沿うものです。

ロ) 本対応方針が株主共同の利益を損なうものでないこと

本対応方針は、上記イ)に記載のとおり、当社の企業価値ないし株主共同の利益の最大化を目的としたものであり、2023年6月22日に開催された当社第103期定時株主総会で承認されて更新したものです。

また、本対応方針では、大規模買付行為者が本対応方針を遵守している場合には、必ず株主総会において新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて株主の皆様のご意思の確認を行うこととしました。

さらに、本対応方針に重要な改廃がある場合には、株主総会において当社株主の皆様のご意思を確認させていただくことを予定しています。

以上から、本対応方針は株主共同の利益を損なうものではないだけでなく、株主の皆様のご意思を重視しております。

ハ) 本対応方針が当社役員の地位の維持を目的としたものでないこと

本対応方針は、その合理性・公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として、特別委員会を設置しています。そして、当社取締役会は特別委員会への諮問を経なければ新株予約権の無償割当てを決定することができないものとされています。このように、特別委員会は、当社取締役会がその自己保身のために大規模買付行為に対して不当に対応策を講じることがないように機能しますので、本対応方針は当社役員の地位の維持を目的としたものではありません。

以上

貸借対照表

2026年3月31日現在

■資産の部

単位：百万円

科 目	当事業年度 (2026年3月31日)	前事業年度 (2025年3月31日)	増減額
●資産の部			
流動資産	64,889	53,737	11,151
現金・預金	35,588	31,446	4,142
預託金	16,835	10,845	5,989
顧客分別金信託	16,815	10,825	5,989
その他の預託金	20	20	—
トレーディング商品	258	139	119
商品有価証券等	258	139	119
約定見返勘定	23	12	10
信用取引資産	6,660	5,620	1,039
信用取引貸付金	6,607	5,500	1,106
信用取引借証券担保金	52	119	△ 66
立替金	1	5	△ 3
募集等払込金	3,122	3,380	△ 257
未収収益	2,087	1,795	292
その他の流動資産	311	491	△ 179
固定資産	23,586	17,859	5,727
有形固定資産	3,238	1,287	1,950
建物	1,617	643	974
器具備品	368	237	130
土地	1,251	406	845
建設仮勘定	—	0	△ 0
無形固定資産	778	527	251
ソフトウェア	776	524	251
その他	1	2	△ 0
投資その他の資産	19,570	16,044	3,525
投資有価証券	17,365	13,475	3,889
関係会社株式	—	625	△ 625
出資金	9	9	—
長期貸付金	3	1	1
長期差入保証金	788	822	△ 34
長期前払費用	16	16	△ 0
前払年金費用	1,330	987	343
その他	56	106	△ 49
資産合計	88,476	71,596	16,879

■負債及び純資産の部

単位：百万円

科 目	当事業年度 (2026年3月31日)	前事業年度 (2025年3月31日)	増減額
●負債の部			
流動負債	31,241	19,494	11,746
信用取引負債	549	392	156
信用取引借入金	453	237	216
信用取引貸証券受入金	95	155	△ 60
有価証券担保借入金	—	6	△ 6
有価証券貸借取引受入金	—	6	△ 6
預り金	24,463	13,599	10,864
受入保証金	1,467	992	475
短期借入金	900	1,780	△ 880
未払金	687	551	135
未払費用	364	314	50
未払法人税等	1,408	823	585
賞与引当金	1,345	1,001	344
役員賞与引当金	45	30	15
その他の流動負債	9	2	7
固定負債	5,691	4,291	1,400
繰延税金負債	4,740	3,367	1,372
退職給付引当金	859	850	9
その他の固定負債	91	72	18
特別法上の準備金	99	87	12
金融商品取引責任準備金	99	87	12
負債合計	37,032	23,873	13,158
●純資産の部			
株主資本	40,878	39,871	1,007
資本金	10,000	10,000	—
資本剰余金	501	470	31
その他資本剰余金	501	470	31
利益剰余金	30,941	30,035	905
利益準備金	2,500	2,500	—
その他利益剰余金	28,441	27,535	905
固定資産圧縮積立金	541	112	429
別途積立金	19,485	19,485	—
繰越利益剰余金	8,413	7,937	476
自己株式	△ 563	△ 635	71
評価・換算差額等	10,422	7,703	2,718
その他有価証券評価差額金	10,422	7,703	2,718
新株予約権	142	147	△ 5
純資産合計	51,444	47,723	3,721
負債・純資産合計	88,476	71,596	16,879

事業報告

計算書類

監査報告

参考情報

単位：百万円

科 目	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	増減率 (%)
営業収益	21,725	18,850	15.3
受入手数料	21,350	18,589	14.9
トレーディング損益	17	21	△ 18.5
金融収益	357	239	49.2
金融費用	51	54	△ 6.1
純営業収益	21,674	18,795	15.3
販売費・一般管理費	16,298	15,236	7.0
取引関係費	1,258	1,212	3.8
人件費	10,044	9,502	5.7
不動産関係費	1,666	1,591	4.7
事務費	1,733	1,583	9.4
減価償却費	524	439	19.3
租税公課	294	245	19.9
その他	777	660	17.6
営業利益	5,375	3,559	51.0
営業外収益	552	557	△ 0.9
営業外費用	4	3	29.2
経常利益	5,923	4,113	44.0
特別利益	1,091	1,963	△ 44.4
抱合せ株式消滅差益	533	—	—
投資有価証券償還益	494	—	—
投資有価証券売却益	39	1,297	△ 97.0
自己新株予約権消却益	24	6	285.0
固定資産売却益	0	—	—
関係会社特別配当金	—	604	—
金融商品取引責任準備金戻入	—	55	—
特別損失	20	27	△ 27.6
金融商品取引責任準備金繰入れ	12	—	—
減損損失	7	26	△ 73.3
固定資産除売却損	0	1	△ 28.4
税引前当期純利益	6,994	6,049	15.6
法人税、住民税及び事業税	2,056	1,439	42.9
法人税等調整額	△ 72	89	—
法人税等合計	1,984	1,528	29.8
当期純利益	5,010	4,520	10.8

株主資本等変動計算書

■当事業年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

単位：百万円

	株主資本										評価・換算差額等		新株 予約権	純資産 合計	
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金				自己 株式	株主 資本 合計	その他 有価 証券 評価 差額金	評価・ 換算 差額等 合計			
		その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計		その他利益剰余金			利益 剰余金 合計							
					固定資産 圧縮 積立金	別 途 積立金	繰 越 利益 剰余金								
当期首残高	10,000	470	470	2,500	112	19,485	7,937	30,035	△	635	39,871	7,703	7,703	147	47,723
当期変動額															
剰余金の配当							△ 4,104	△ 4,104			△ 4,104				△ 4,104
当期純利益							5,010	5,010			5,010				5,010
固定資産圧縮積立金の取崩					△ 14		14	—			—				—
合併による増加						424	△ 424	—			—				—
税率変更による積立金の調整額						18	△ 18	—			—				—
自己株式の取得									△	0	△ 0				△ 0
自己株式の処分		31	31							72	103				103
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）												2,718	2,718	△	5 2,713
当期変動額合計	—	31	31	—	429	—	476	905	71	1,007	2,718	2,718	△	5 3,721	
当期末残高	10,000	501	501	2,500	541	19,485	8,413	30,941	△	563	40,878	10,422	10,422	142	51,444

■前事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

単位：百万円

	株主資本										評価・換算差額等		新株 予約権	純資産 合計	
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金				自己 株式	株主 資本 合計	その他 有価 証券 評価 差額金	評価・ 換算 差額等 合計			
		その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計		その他利益剰余金			利益 剰余金 合計							
					固定資産 圧縮 積立金	別 途 積立金	繰 越 利益 剰余金								
当期首残高	10,000	415	415	2,500	126	19,485	7,695	29,807	△	747	39,476	11,033	11,033	156	50,666
当期変動額															
剰余金の配当							△ 4,292	△ 4,292			△ 4,292				△ 4,292
当期純利益							4,520	4,520			4,520				4,520
固定資産圧縮積立金の取崩					△ 12		12	—			—				—
合併による増加															
税率変更による積立金の調整額					△ 1		1	—			—				—
自己株式の取得									△	0	△ 0				△ 0
自己株式の処分		55	55							113	168				168
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）												△ 3,329	△ 3,329	△	8 △ 3,338
当期変動額合計	—	55	55	—	△ 13	—	241	227	112	395	△ 3,329	△ 3,329	△	8 △ 2,943	
当期末残高	10,000	470	470	2,500	112	19,485	7,937	30,035	△	635	39,871	7,703	7,703	147	47,723

計算書類は「会社計算規則」（2006年法務省令第13号）の規定のほか「金融商品取引業等に関する内閣府令」（2007年内閣府令第52号）及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（1974年11月14日 日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) トレーディング商品に属する有価証券等の評価基準及び評価方法

トレーディング商品に属する有価証券（売買目的有価証券）及びデリバティブ取引等については、時価法を採用しております。

トレーディングは主に顧客との取引により顧客の資産運用等のニーズに対応することと、自己の計算に基づき時価の変動により利益を確保することを目的としております。

取り扱う商品は、有価証券の現物取引、株価指数及び国債等に係る先物取引やオプション取引等の取引所取引の金融派生商品、先物外国為替取引等の取引所取引以外の金融派生商品であります。

(2) トレーディング商品に属さない有価証券等の評価基準及び評価方法

その他有価証券

①市場価格のない株式等以外のもの

時価法をもって貸借対照表価額とし、取得原価との評価差額を全部純資産直入する方法によっております（売却原価は移動平均法により算定しております）。

②市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。また、取得価額が10万円以上20万円未満の有形固定資産については、事業年度ごとに一括して3年間で均等償却する方法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物8年～39年、器具備品3年～15年であります。

(2) 無形固定資産及び長期前払費用

定額法を採用しております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金及び準備金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当期の業績を勘案して算出した支払見込額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払いに備えるため、当期の業績を勘案して算出した支払見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付見込額の期間帰属方法は、給付算定式基準によっております。

なお、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生時の翌事業年度から費用処理しております。また、過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

(4) 金融商品取引責任準備金

証券事故による損失に備えるため、「金融商品取引法」第46条の5第1項の規定に定めるところにより算出された額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる主な収益は、株式委託手数料、投資信託の募集手数料及び投資信託の信託報酬であります。

株式委託手数料は、顧客の株式売買注文を証券取引所に次ぐサービスを提供する対価として受領する手数料であり、サービスの提供が完了する約定日時点において履行義務が充足され、収益を認識しております。現物取引に係る委託手数料は原則として履行義務充足後2営業日以内に、信用取引に係る委託手数料は建玉が決済される半年以内に、それぞれ対価を受領しております。

投資信託の募集手数料は、顧客の投資信託の買付に係るサービスを提供する対価として受領する手数料であり、サービスの提供が完了する約定日時点において履行義務が充足され、収益を認識しております。履行義務の対価は約定日から数営業日以内に到来する受渡日に受領しております。

投資信託の信託報酬は、顧客が保有する投資信託の管理等のサービスを提供する対価として受領する手数料であり、サービスを提供する期間にわたって履行義務が充足し、投資信託の残高に契約に基づく料率を乗じて日々算出した金額で収益を認識しております。履行義務の対価は概ね1年以内に到来する投資信託の決算日に受領しております。

なお、これらの収益には重大な変動対価の見積り及び金融要素は含まれておりません。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、貸借対照表日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) 控除対象外消費税等の会計処理方法

控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。

(3) 約定見返勘定の会計処理方法

約定見返勘定については、借方の金額と貸方の金額を相殺して計上しております。

〔収益認識に関する注記〕

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

営業収益

受入手数料	21,350百万円
委託手数料	7,442
株式委託手数料	7,274
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	109
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	5,241
投資信託の募集手数料	5,238
その他の受入手数料	8,557
投資信託の信託報酬	8,425
トレーディング損益	17
金融収益	357
営業収益合計	21,725

(注) 1. 収益の分解情報は損益計算書の収益を基礎としております。

2. トレーディング損益及び金融収益は、顧客との契約から生じる収益以外の収益であります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 顧客との契約から生じた債権の残高等

顧客との契約から生じた債権（期首残高）	
投資信託の信託報酬に係る未収収益	1,557百万円
その他の未収収益	223
	1,781

顧客との契約から生じた債権（期末残高）

投資信託の信託報酬に係る未収収益	1,838
その他の未収収益	224
	2,063

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

〔会計上の見積りに関する注記〕

1. 繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 608百万円
- (2) その他の情報

当社は、繰延税金資産の回収可能性の判断について、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると考えられる範囲内で繰延税金資産を計上しております。

この判断は課税所得の発生見込を基礎としておりますが、当社の主たる事業である金融商品取引業は、証券市場の変動の影響を大きく受

ける市況産業であるため、市場環境の変動等外部要因の影響によって、実際の課税所得は当社の想定と乖離する可能性があります。将来の市場環境等を客観的に予想することは困難であることから、過去の実績と当事業年度末現在において当社が入手している情報（株価、金利、為替等）を勘案して見積りを行っております。

翌事業年度の実績が見積りと異なった場合、繰延税金資産の取崩しまたは追加計上により、利益が変動する可能性があります。

2. 固定資産の減損

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 4,033百万円
固定資産の減損にかかる会計基準の対象資産を記載しております。
- (2) その他の情報

当社は、基本的に管理会計上キャッシュ・フローを生み出す最小単位として認識可能である部店単位でグルーピングを行った上で、減損損失の計上要否判断を将来キャッシュ・フローの見積りに基づいて行っております。

この判断は将来キャッシュ・フローの発生見込を基礎としておりますが、当社の主たる事業である金融商品取引業は、証券市場の変動の影響を大きく受ける市況産業であるため、市場環境の変動等外部要因の影響によって、実際のキャッシュ・フローは当社の想定と乖離する可能性があります。将来の市場環境等を客観的に予想することは困難であることから、過去の実績と当事業年度末現在において当社が入手している情報（株価、金利、為替等）を勘案して見積りを行っております。

翌事業年度の実績が見積りと異なった場合、減損損失の計上により、利益が変動する可能性があります。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 担保に供している資産及び担保に関する債務

(単位：百万円)

担保権によって担保されている債務	担保に供している資産			
	期末残高	有形固定資産	投資有価証券	合計
短期借入金	900	597	999	1,596
金融機関借入金	850	597	919	1,516
証券金融会社借入金	50	—	79	79
信用取引借入金	453	—	—	—
合計	1,353	597	999	1,596

上記のほか、信用取引借入金及び信用取引借証券の担保として、受入保証金の代用有価証券729百万円を差し入れております。また、信用取引の自己融資見返り株券を取引所の会員信託金の代用として10百万円、取引参加者保証金の代用として9百万円、株式会社日本証券クリアリング機構への当初証拠金の代用として585百万円、清算基金の代用として153百万円を差し入れております。

個別注記表

2. 有価証券等を差し入れた場合等の時価額
- (1) 信用取引貸証券 95百万円
- (2) 信用取引借入金の本担保証券 422百万円
- (注) 担保に供している資産に属するものは除いております。
3. 有価証券等の差入れを受けた場合等の時価額
- (1) 信用取引貸付金の本担保証券 5,558百万円
- (2) 信用取引借証券 50百万円
- (3) 受入保証金代用有価証券(※) 11,721百万円
- (※) 再担保に供する旨の同意を得たものに限ります。
4. 有形固定資産の減価償却累計額 3,554百万円

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	67,398,262	—	—	67,398,262

2. 当事業年度末の自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,225,978	806	139,043	1,087,741

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 806株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

ストック・オプションの権利行使に対する割当てによる減少 139,000株

単元未満株式の売渡請求による減少 43株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月20日 定時株主総会	普通株式	1,985	30.0	2025年3月31日	2025年6月23日
2025年10月30日 取締役会	普通株式	2,119	32.0	2025年9月30日	2025年12月1日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2026年6月19日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年6月19日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,519	38.0	2026年 3月31日	2026年 6月22日

4. 当事業年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数
- 普通株式 529,000株

〔税効果会計に関する注記〕

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	423百万円
未払費用	100
未払事業税	84
有価証券評価減	532
退職給付引当金	270
固定資産評価減	7
金融商品取引責任準備金	31
その他	106
繰延税金資産小計	1,557
評価性引当額	△948
繰延税金資産合計	608
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	4,680
固定資産圧縮積立金	249
前払年金費用	419
繰延税金負債合計	5,349
繰延税金資産との相殺	△608
繰延税金負債の純額	4,740
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の主な項目別の内訳	
法定実効税率	30.62%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.28
住民税均等割	0.44
評価性引当額の増減	0.17
子会社合併による影響	△2.19
子会社合併に伴う繰越欠損金の引継ぎ	△1.67
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.43
その他	0.14
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.37

〔金融商品に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社の主たる事業は、有価証券の売買及び売買等の委託の媒介、有価証券の引受け及び売出し、有価証券の募集及び売出しの取扱い等の業務を中核とする第一種金融商品取引業であります。

これらの事業を行うため、当社では主に自己資金によるほか、必要な資金調達については金融機関からの借入れによっております。

資金運用については、短期的な預金や貸付金のほか、顧客の資金運用ニーズに対応するためのトレーディング業務等を行っております。

デリバティブ取引については、トレーディング業務におけるリスクヘッジ目的で利用しており、投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融商品は、主に事業資金に充てるための現金・預金、法令に基づき外部金融機関に信託する顧客分別金信託、顧客の資金運用ニーズに対応するための短期の貸付金である信用取引貸付金、自己の計算に基づき保有する商品有価証券や投資有価証券等のほか、顧客の資金運用に伴い受け入れた預り金や受入保証金等があります。

預金や顧客分別金信託は預入先の信用リスクに晒されており、信用取引貸付金は顧客の信用リスクに晒されております。また、自己の計算に基づき保有する商品有価証券及び投資有価証券は、主に株式、債券等であり、これらはそれぞれ発行体の信用リスク、金利及び市場価格の変動リスクに晒されております。デリバティブ取引では、外貨取引における為替予約を行っており、取引先の信用リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当社が保有する預金は、日本銀行や大手銀行等信用力の高い金融機関を中心に預け入れることとし、それ以外の場合は全額を預金保護の対象となる決済用預金に預け入れることを基本的な方針としております。顧客分別金信託についても同様に、信用力の高い金融機関に信託を行っております。

信用取引貸付金については社内規程に基づき、当初貸付額及びその後のマーケットの変動に応じて相当額の担保を顧客より受け入れることとし、日々与信管理を行う体制を整備しております。

②市場リスクの管理

市場リスクとは、保有する有価証券等に、株価、金利、外国為替相場等の市場全体に共通する要素の変動によって発生し得る損失の危険や、その他の理由によって発生し得る損失の危険をいいます。

当社では、市場リスクはあらかじめ定めた限度額の範囲内（市場リスク枠）に収めることで管理を行っております。市場リスク枠は、市場の変動や財務の健全性を勘案して半期ごとに設定し、必要に応じて見直しを行っております。

さらに市場リスク額を日々計測し、管理を適切に行うとともに、その結果を内部管理統括責任者へ報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ

取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表の「売買目的有価証券」及び「その他有価証券」には含めておりません（（注2）参照）。また、現金は注記を省略しており、預金、顧客分別金信託、信用取引貸付金、預り金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)商品有価証券等			
売買目的有価証券	253	253	—
(2)投資有価証券			
その他有価証券	16,998	16,998	—
資産計	17,251	17,251	—
デリバティブ取引（※）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—
デリバティブ取引計	—	—	—

（※）デリバティブ取引によって生じた正味の債権、債務は純額で表示しております。

（注1）有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 商品有価証券等及び投資有価証券

保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

- 商品有価証券等において、当事業年度の損益に含まれた評価差額は△5百万円であります。
- その他有価証券の当事業年度中の売却額は80百万円であり、売却益の合計額は39百万円であります。また、種類ごとの取得原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額につきましては、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	種 類	取得原価（※）	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	1,897	16,990	15,092
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	8	7	△0
合 計		1,906	16,998	15,091

※上記の表中にある「取得原価」は減損処理後の帳簿価額です。

個別注記表

(2) デリバティブ取引

①ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益は次のとおりであります。

通貨関連 (単位：百万円)

区 分	デリバティブ取引の種類	契約額等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建	1	—	△ 0	△ 0
	アメリカドル 買建	1	—	0	0
	アメリカドル	1	—	0	0
合 計		2	—	—	—

②ヘッジ会計が適用されているもの

該当事項はありません。

(注2) 当事業年度末において、市場価格のない株式等（非上場株式）については次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式（※）	372
合 計	372

(※) 非上場株式については、市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2024年9月13日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
商品有価証券等				
売買目的有価証券				
国債	123	—	—	123
地方債等	—	31	—	31
社債	—	98	—	98
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	16,998	—	—	16,998
資産合計	17,121	130	—	17,251

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

①商品有価証券等及び投資有価証券

株式については、主たる取引所の最終価格又は最終気配値を時価としており、レベル1の時価に分類しております。

債券については、市場価格情報（公社債店頭売買参考統計値等）をもって時価としており、国債はレベル1の時価に分類し、それ以外の債券はレベル2の時価に分類しております。

②デリバティブ取引

為替予約の時価は、取引先金融機関から提示された期末日の先物為替相場価額に基づいて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

〔1株当たり情報に関する注記〕

1株当たり純資産額	773円66銭
1株当たり当期純利益	75円66銭

〔その他の注記〕

1. 共通支配下の取引等に関する事項

(1) 取引の概要

①結合当事企業の名称及び当該事業の内容

企業の名称：丸三ファイナンス株式会社

事業の内容：不動産業、投融資業

②企業結合日

2025年4月1日

③企業結合の法的形式

当社を存続会社、丸三ファイナンス株式会社（当社の連結子会社）を消滅会社とする吸収合併

④結合後企業の名称

丸三証券株式会社

（本合併後の当社の名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容及び決算期に変更はありません。）

⑤その他取引の概要に関する事項

丸三ファイナンス株式会社は、主に当社向けに不動産賃貸業務を行ってまいりましたが、経営資源を統合し、組織運営体制の効率化・最適化を図るため、本合併を行うことと致しました。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号2024年9月13日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

2. 減損損失に関する事項

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場 所	用 途	資産の種類	金額(百万円)
神奈川県横浜市港北区	営業店舗	建物	5
		器具備品	0
		その他	0
合 計			7

当社は、基本的に管理会計上キャッシュ・フローを生み出す最小単位として認識可能である部店単位にグルーピングを行っております。上記の営業店舗は、営業活動から生じる損益が継続してマイナスであることから、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額7百万円を減損損失として特別損失に計上しております。なお、当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により算定し、他に転用できないため0円で評価しております。

独立監査人の監査報告書

2026年5月7日

丸三証券株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	白田 英生
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	畑 中 建 二

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、丸三証券株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第106期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し

適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第106期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月11日

丸三証券株式会社 監査役会

常勤監査役 山 崎 昇 ㊟

常勤監査役 清 水 昭 男 ㊟

常勤監査役 根 岸 和 弘 ㊟

監 査 役 太 田 泰 司 ㊟

(注) 常勤監査役清水昭男及び常勤監査役根岸和弘は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上が第106期定時株主総会招集ご通知添付書類であります。

キャッシュ・フロー計算書

単位：百万円

区 分	当事業年度
	(自 2025年4月 1 日 至 2026年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益	6,994
減価償却費	524
前払年金費用の増減額 (△は増加)	△ 343
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	9
賞与引当金の増減額 (△は減少)	344
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	15
金融商品取引責任準備金の増減額 (△は減少)	12
減損損失	7
固定資産除売却損益 (△は益)	0
投資有価証券償還損益 (△は益)	△ 494
投資有価証券売却損益 (△は益)	△ 39
抱合せ株式消滅差損益 (△は益)	△ 533
受取利息及び受取配当金	△ 818
支払利息	51
顧客分別金信託の増減額 (△は増加)	△ 5,989
立替金及び預り金の増減額	10,867
トレーディング商品の増減額	△ 130
信用取引資産及び信用取引負債の増減額	△ 882
有価証券担保借入金の増減額 (△は減少)	△ 6
受入保証金の増減額 (△は減少)	475
募集等払込金の増減額 (△は増加)	257
その他	△ 296
小計	10,024
利息及び配当金の受取額	808
利息の支払額	△ 46
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△ 1,492
営業活動によるキャッシュ・フロー	9,293
投資活動によるキャッシュ・フロー	
投資有価証券の売却による収入	80
投資有価証券の償還による収入	548
有形及び無形固定資産の取得による支出	△ 1,237
有形固定資産の売却による収入	0
その他	58
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 549
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△ 880
リース債務の返済による支出	△ 2
自己株式の取得による支出	△ 0
自己株式の売却による収入	84
配当金の支払額	△ 4,092
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 4,891
現金及び現金同等物に係る換算差額	287
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	4,140
現金及び現金同等物の期首残高	31,446
合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	1
現金及び現金同等物の期末残高	35,588

株主優待のご案内

3月31日時点で、100株以上1,000株未満ご所有の株主様に海苔詰合せ（1,000円相当）を、1,000株以上ご所有の株主様に魚沼産コシヒカリ（新米）3kgをそれぞれ贈呈いたします。いずれも10月下旬頃に発送いたします。

株主メモ

事業年度	4月1日～翌年3月31日
期末配当金受領株主確定日	3月31日
中間配当金受領株主確定日	9月30日
定時株主総会	毎年6月
株主名簿管理人 特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日綱町1-1 電話0120-232-711（通話料無料） 郵送先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
上場証券取引所	東京証券取引所
公告の方法	電子公告により行う 公告掲載URL https://www.marusan-sec.co.jp/ （ただし、電子公告によることができない事故、その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に公告いたします。）

(ご注意)

- 株主様の住所変更、買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等へお問い合わせください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
- 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問い合わせください。なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店にてもお取次ぎいたします。
- 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

当社に関する情報がご覧になれます。
<https://www.marusan-sec.co.jp/>

